

碧南市地域防災計画（令和7年度）の修正の要旨

1 趣旨

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画である。これらに掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるとときは、これを修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は、市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

2 令和7年度の修正の方針

（1）愛知県の地域防災計画を反映させた修正

県の地域防災計画の修正に伴い、必要な修正を行う。県の地域防災計画の修正内容は以下の通りである。

ア 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応についての修正

<修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第7章 第1節	避難所の指定・整備
	第3編 第7章 第2節	防疫・保健衛生
	第3編 第10章 第1節	避難所の開設・運営
■風水害編	第2編 第9章 第1節	避難所の指定・整備
	第3編 第6章 第2節	防疫・保健衛生
	第3編 第9章 第1節	避難所の開設・運営

<新旧対照表>

■地震・津波編	P 8、10、16、17、19、20、21
---------	-----------------------

■風水害編	P 9、10、16、17、18、19
-------	--------------------

イ 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、県、市町村及び防災関係機関において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることに関する修正

<修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第5章 防災施設・設備、災害用資機材及び
---------	--------------------------

			体制の整備
	第2編 第 7章	第1節 避難所の指定・整備等	
■風水害編	第2編 第 7章	防災施設・設備、災害用資機材及び 体制の整備	
	第2編 第 9章	第1節 避難所の指定・整備等	

<新旧対照表>

■地震・津波編	P 6、9
■風水害編	P 5、6、7、8、9、10

ウ 消防団の充実強化に係る修正

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるようとする修正

<修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第 1章	防災協働社会の形成推進
■風水害編	第2編 第 1章	防災協働社会の形成推進

<新旧対照表>

■地震・津波編	P 2
■風水害編	P 2

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る修正

令和3年7月に熱海で発生した土砂災害を契機に、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制する盛土規制法が令和5年5月に施行

<修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第 4章	液状化対策・土砂災害等の予防
---------	----------	----------------

<新旧対照表>

■地震・津波編	P 5
---------	-----

(2) 市の取組を反映させた修正

碧南市の各部局における活動内容及び検討内容を反映し、必要な修正を行う。

ア 機構改編による部課名変更

令和7年4月に碧南市の組織が改編されたことに係る修正

<修正箇所>

■地震・津波編	全体
■風水害編	全体

<新旧対照表>

■地震・津波編	P 1
■風水害編	P 1

イ 情報発信ツールの名称等変更

- 防災情報を発信する手段が多岐にわたることに係る修正
- <修正箇所>
- 地震・津波編 第2編 第5章 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備土砂災害の防止 ほか
- 風水害編 第2編 第7章 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備土砂災害の防止 ほか
- <新旧対照表>
- 地震・津波編 P 5 ほか
- 風水害編 P 4 ほか
- ウ 学校等における南海トラフ地震関連の追記
令和6年8月に制度開設以降初めて発表された南海トラフ地震臨時情報が、今後も発表された際の碧南市の教育に関する対応に関する追記
- <修正箇所>
- 地震・津波編 第5編 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 ほか
- <新旧対照表>
- 地震・津波編 P 25 ほか
- エ 洪水における要配慮者利用施設の表記の変更
令和6年11月12日に県河川である高浜川及び蜆川の浸水想定区域が指定されたことに関する修正
- <修正箇所>
- 資料編 1 災害危険区域関係 1-2 浸水想定区域内要配慮者利用施設
- <新旧対照表>
- 資料編 P 1 ほか